



# 契約野菜安定供給事業の 運用が改善されます!



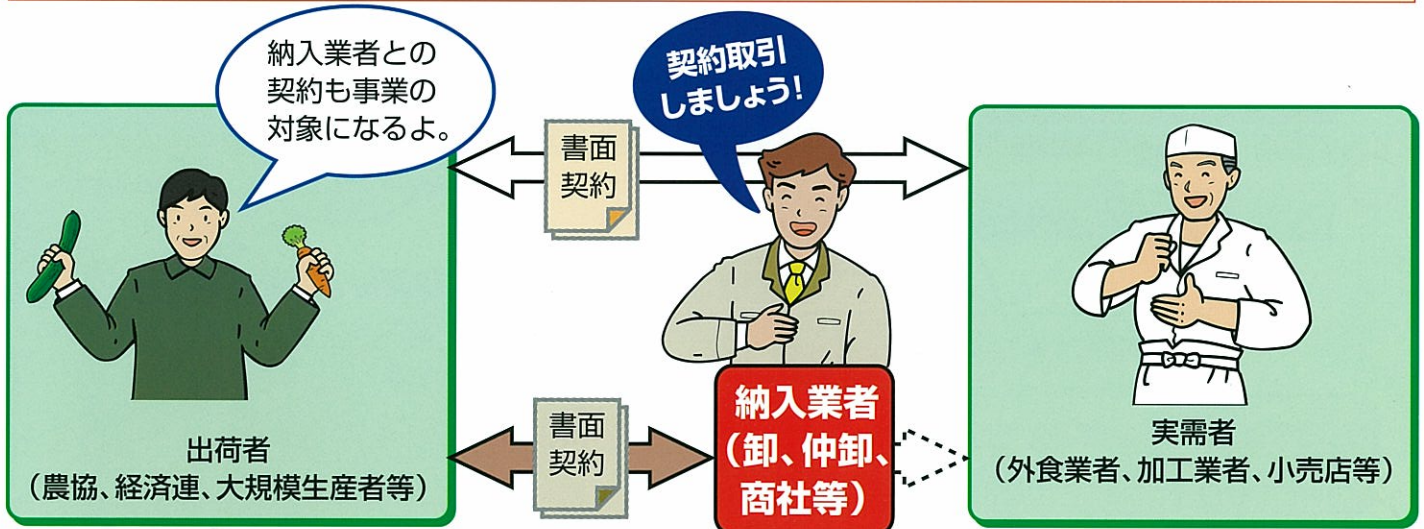
(平成19年度8月31日申込から適用)

- 担い手の経営を安定させるためには、収入予測が可能となる契約取引を積極的に導入することが重要です。
- このため、契約に取り組む産地のリスクを軽減し、契約取引に取り組みやすくする契約野菜安定供給制度を充実・強化します。

## 1. 契約対象者を拡大します。

これまでは、実需者(小売、外食等)との契約に限られていましたが、  
新たに、卸売業者、仲卸業者等を含む納入業者との契約取引も対象になります。

これにより、契約締結がしやすくなることや、代金決済に係るリスク軽減も図られます。



## 2. 簡易処理をした野菜も対象にします。

野菜に新たな属性を付加することとならない簡易な処理を行ったものが対象となります。

具体的には、使用しない部分を除いたり、店頭にそのまま並べるための処理等をあらかじめ産地で行った野菜も対象となるため、生産者にとって、きめ細かな実需者ニーズに対応した野菜の契約取引が可能となります。また、実需者にとっても調整等のコスト軽減が可能となります。

### <簡易処理の例>

#### ●皮むき

ばれいしょ、たまねぎ、にんじん、ごぼうなど。ただし、加熱処理したものは不可



#### ●カット

キャベツ、はくさい、すいかの2つ割りや1/4カット。ただし、千切り、みじん切りは不可



#### ●パッキング

トマト、レタスなど。ただし、下位等級をひとまとめにしたものは不可



#### ●使用しない部分の処理

キャベツの芯抜き、ししとうのへた取り、だいこんのしっぽのカットなど。



※簡易処理の範囲について不明な場合は機構にお問い合わせ下さい。

### 3.取引価格設定期間を長くします(価格低落タイプ)。

一定期間ごとに市場価格に連動して価格を見直す契約について、**現行10日以内としている取引価格設定期間を1ヶ月以内まで拡大**します。(契約期間中3回以上の取引価格を設定する場合であって、最も長い取引価格の設定期間が最も短い取引価格の設定期間のおおむね2倍以内であるときは、1ヶ月以内で設定できる)

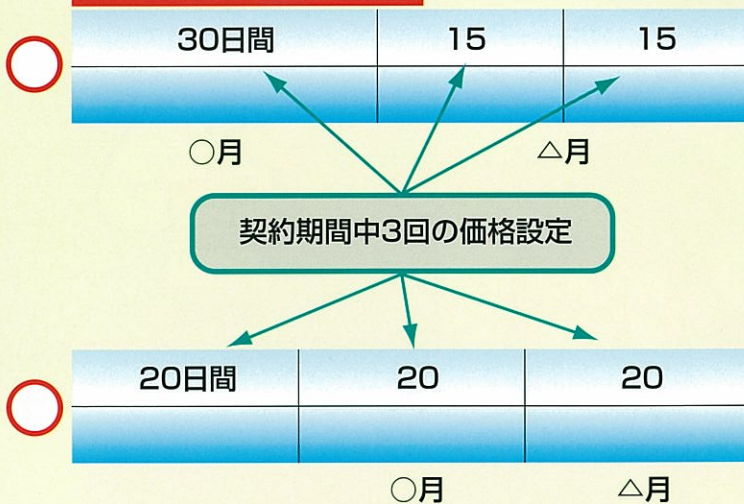
**これにより、契約価格の取り決め期間が長くなり、価格低落タイプへの加入がしやすくなります。**

(現行) 契約期間中の取引価格の設定期間は10日以内

10日間	10	10	10	10	10	10	10	10
上旬	中	下	上	中	下	上	中	下
	○月		△月				□月	

(改正後) 例えば、以下のような期間設定が可能です。

#### ① 契約期間が2ヶ月の場合



市場価格に連動する  
契約取引に加入しやすくなるよ。



#### (注) 設定できない例



この場合、最も長い設定期間(40日間)が短い設定期間(10日間)の2倍以内となっていないため設定できません。

#### ② 契約期間が3ヶ月の場合



#### 4.補てん条件を改善します(数量確保タイプ)。

定量定価で供給する契約を行った生産者が、不作時に契約数量を確保するために、①市場出荷予定のものを仕向け先を変更し契約先に納入した場合、②市場から購入して契約先に納入した場合の補てん条件を改善します。

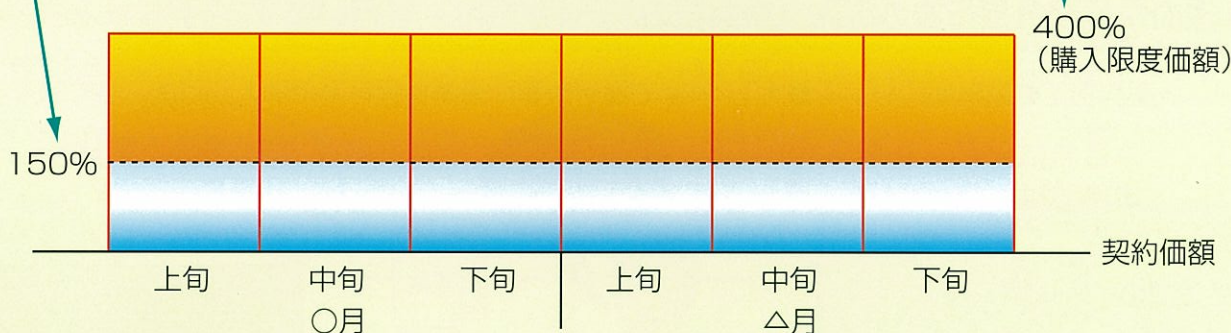
これにより、高騰時における契約数量の確保の負担が軽減できます。

##### (1) 補てん対象となる購入限度価額を引き上げます。

選択により購入限度価額を旬別に契約価額の200%、300%、400%とすることも可能です。

これまでは、契約価額の150%までが購入限度価額でした。

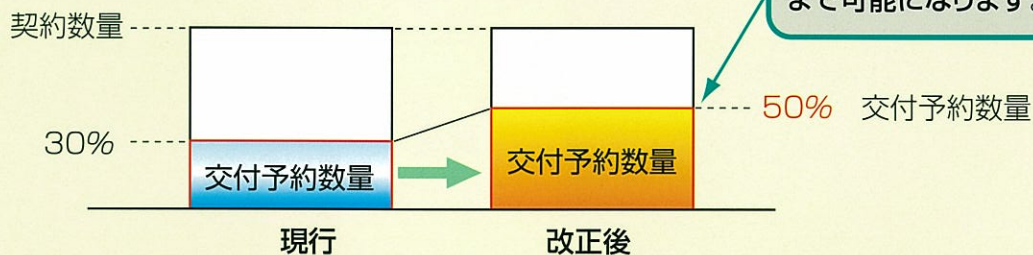
購入限度価額が旬別に選択できます(この場合は全旬で400%を選択)。



##### (2) 交付予約数量を契約数量の50%に引き上げます。

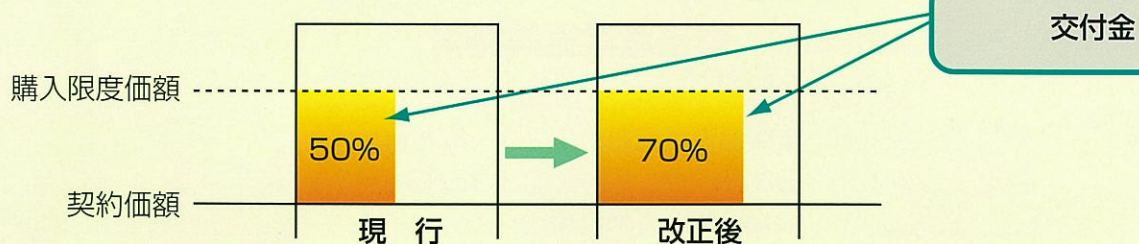
交付予約数量は、最大で契約数量の50%まで可能となります(ただし、価格低落タイプ及び出荷調整タイプは従来どおりです)。

交付予約数量は、契約数量の50%まで可能になります。



##### (3) 仕向け先を変更する場合の補てん率を70%に引き上げます。

市場出荷予定のものを仕向け先を変更して契約数量を確保する場合の価格補てん率を50%から70%に引き上げます。



## 5.様式等の簡素化を行います。

交付予約申込み及び交付金交付申請時の書類等の省略により、手続き事務の簡素化を図ります。

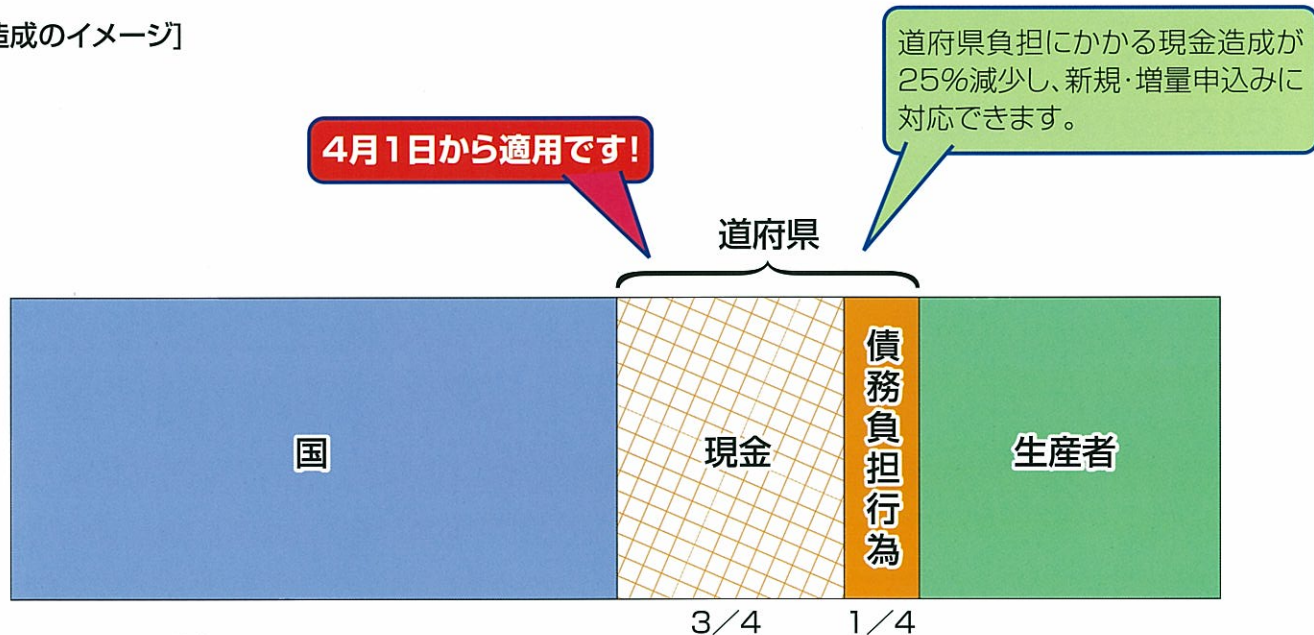
申込関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象野菜の過去3箇年の月（旬）別出荷数量（契約取引、非契約取引別）」の提出不要（現行書式16-A）</li> <li>・「月（旬）別の契約取引、非契約取引別出荷計画」の内訳の記入省略（現行書式16-B）</li> <li>・「出荷調整の補てんに係る対象生産者又はほ場一覧」の提出不要（現行書式16-D）</li> <li>・「契約指定野菜安定供給事業に係る調査等への協力について」は、書面契約中に同じ内容を約する条項を定めた場合に提出不要（現行書式16-E）</li> </ul>
交付関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金交付申請時の伝票の提出不要（生産者保管）</li> <li>・ 廃棄場所の地図等の提出不要（生産者保管）</li> <li>・ 「契約指定野菜安定供給事業に係る出荷調整の確認について」（書式20-E）の提出不要</li> </ul>

## 6.道府県債務負担行為の導入（県負担の1/4が限度）を行います。

契約指定野菜事業において最大1/4まで道府県費に債務負担行為の導入が可能となります。

**これにより、新規予約や予約数量の増加分に道府県費が有効活用できます。  
本措置は、平成19年4月から適用になりました。**

[資金造成のイメージ]



◎契約野菜安定供給制度の説明・お問い合わせ・資料請求先はこちら

独立行政法人 農畜産業振興機構

契約取引推進課 櫻井、小松崎、薄井

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

TEL.. 03-3583-9816~9 FAX. 03-3583-9484

<http://alic.lin.go.jp>